

浜田市議会基本条例 素案

条 文	検討内容・留意点
<p>第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条</p> <p>・この条例は、二元代表制の下、地方政府としての合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民主権を尊重し、安全で安心なまちづくりの実現に取り組み、市民の幸せに寄与することを目的とする。</p>	<p>市民の幸せ(安全・安心)、二元代表制、市民主権(地方自治の本旨)、地方政府、議会の権能など</p> <p>参考 会津若松市</p>
<p>(定 義)</p> <p>第2条</p> <p>・この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>二元代表制・・・首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度。</p> <p>市民主権・・・市民は市政の主権者であり、主体的な市政への参画が保障されること。</p> <p>地方政府・・・地方が主役となり、自治行政権のみならず、自治立法権、自治財政権をもった自治体で住民の意思に基づく地方政治のことを言う。</p>	<p>二元代表制・市民主権・地方政府について行う。</p> <p>今後、定義づけを行なう必要があるのか検討する。</p>
<p>(最高規範)</p> <p>第3条</p> <p>・この条例は、議会及び議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に違反する条例、規則、規程等を制定してはならない。</p> <p>・議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断する。</p>	<p>議会の憲法としての基本条例を位置付ける。</p> <p>参考 栗山町</p>

<p>(見直し手続き等)</p> <p>第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する。 ・ 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。 ・ 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。 	<p>議会運営に係ることであることから、議会運営委員会という言葉ははっきり入れる。</p> <p>参考 栗山町、小松島市、伊賀市</p>
<p>第2章 議会機能</p> <p>(会 派)</p> <p>第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 	<p>会派代表質問を行っている。議運も含めて、会派からの選出など、会派制をとっている</p>
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、市民主権を基本とする市民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性、及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会並びに市民参加を常に推進する議会を目指して活動する。 ・ 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。 ・ 議会は、議員、市長、市民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて浜田市議会会議規則の内容を継続的に見直すものとする。 ・ 議長は、議会の会議における市民の傍聴に関し、傍聴の意欲を高める議会運営に努める。 	<p>傍聴については、シンプルな表現とする。</p> <p>傍聴の意欲を高める議会運営に努める旨を定める。</p> <p>参考 栗山町、伊賀市</p>

<p>(長と議会との関係)</p> <p>第7条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 ・本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、個人の一般質問は、一問一答の方式で行うこととする。 ・議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。 <p>(審議過程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算 ・議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権 <p>議員の資質を上げるためにも、文言は重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式 <p>浜田市議会の方式をはっきりと謳う。</p> <p>(文書質問)</p> <p>閉会中に情報を知り得た情報をどうやって市民に開示するのか問題。・・・謳わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議過程 <p>政策水準を高める方法としての資料要求の方法等検討する。</p> <p>参考 伊賀市</p>
--	--

<p>(委員会のあり方と運営等)</p> <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査に当たっては、市民に対し積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ・委員長は、委員会の秩序保持に努め、副委員長とともに委員長報告を作成し、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。 ・委員会は本会議における付託審査機関のみならず、所管事務全般にわたって自主的に積極的に調査会を行うものとする。 	<p>浜田では調査会を盛んに行っており、執行部からの説明だけではなく、議会側から調査事項を出して勉強するという事など、この中に謳いこみ活性化につなげる。</p> <p>参考 小松島市</p>
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。 	<p>議会の市民への姿勢を全面に表すためにも、広報広聴委員会は重要性を鑑み、謳う。</p> <p>議会だより（広報紙）を前面に出す。</p> <p>参考 会津若松市、栗山町</p>
<p>(議会図書室)</p> <p>第10条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、議員資質向上のため議会図書室の充実をはじめ施設整備に努める。 	
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、議員の政策形成及び条例提案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。 	

<p>第3章 議員能力 (議員の活動原則)</p> <p>第12条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。 ・議員は、市政の課題全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をするものとする。 ・議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 	<p>議会は合議制の機関、言論の府であることを認識する。</p> <p>住民の福祉の向上を目指す。住民の意見を把握する。</p> <p>参考 栗山町</p>
<p>(自由討議・議員間討議)</p> <p>第13条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議員による開かれた自由な討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。 ・議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、市長提出議案及び市民等からの請願、陳情に関して審議し結論を出すにあたり、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 ・議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策討論会等を通じて政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うように努めるものとする。 	<p>討議の場は具体的に何を想定するか？</p> <p>新たに設けるか？</p> <p>例えば全協などで議員視察の報告会等から始めては？</p> <p>合意形成の場である。</p> <p>参考 伊賀市、会津若松市</p>

<p>(政務調査費)</p> <p>第 14 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める浜田市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき議員個人に対して交付するものとする。 ・政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、市民等から疑義が生じないように、議長に対して 1 円以上の領収書を含む証票類を添付した報告書を提出するとともに、政務調査費による活動状況を議会ホームページを通じ市民に報告しなければならない。 ・政務調査費使途基準の取り扱いについては、別途定めることとし、随時見直しを行うこととする。 	<p>全国に先がけて 1 円単位から市民に公開した浜田市の特徴を盛りこむ。・・説明の時点に紹介する</p> <p>参考 栗山町</p>
<p>(議員研修)</p> <p>第 15 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。 ・議会は、浜田市との連携協力に関し協定を締結している島根県立大学の教授等との意見交換会の開催など、知的財産を有効に活用するよう努めることとする。 ・議会は、議員研修の強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との協働による議員研究会を積極的に開催するものとする。 	<p>大学との関連を盛り込む共催など。</p> <p>参考 栗山町</p>
<p>(政治倫理)</p> <p>第 16 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにし、市政に対する信頼に応えるため、浜田市議会議員政治倫理条例を遵守しなければならない。 	<p>既に制定している浜田市議会議員政治倫理条例を尊重する旨を謳う。</p> <p>参考 会津若松市</p>

<p>第4章 住民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第17条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする ・ 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。 ・ 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。 ・ 議会は、全議員の責任のもとに市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。 ・ 議会は市政の重要案件に対処するため、市民との意見交換を行い、市政に反映する。 <p>(議会報告会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会に関することは、別に定める。 <p>(重要案件の意見聴取及び意見交換会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要案件の意見聴取及び意見交換会等に関することは、別に定める。 	<p>議会報告会は定めることとする。定め方を検討、別途定める。報告会の実施主体は？</p> <p>市民からの意見聴取の場</p> <p>請願、陳情とは別に吸い上げる場はどこか？</p> <p>参考 会津若松市、栗山町 伊賀市</p>
---	--

<p>第5章 その他</p> <p>(議員定数)</p> <p>第18条</p> <p>議員定数は別に条例で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。 ・議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとする。 	
<p>(報酬)</p> <p>第19条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会又は議員が、議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付して提案するものとする。 	